

プラスチック 焼却できなくなった

亀山市のごみ処理に大きな影響を及ぼす法律が6月に国会で全会一致で可決、成立しました。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(略して「プラ資源循環促進法」)です。

この法律について alterna (オルタナ)が6月4日に次のように書いています。



小泉環境相「熱回収をリサイクルとは呼ばない」

『同法はプラスチックを焼却する「熱回収」を減らす一方で、リサイクル量を増やすことを重視している。法案を審議した参議院環境委員会で小泉進次郎環境相は、「熱回収をリサイクルとは呼ばない」ことを強調した。熱回収を減らすための「仕掛け」も準備中だ。』

つまり、亀山市がプラスチックを溶融炉で焼却(熱回収)していますが、それはリサイクルとは呼ばないからダメだということです。

続けて『新法は資源循環を促進するための法律で基本方針は、1. 環境配慮設計、2. ワンウェイ(使い捨て)プラの削減、3. リサイクルの促進の3点だ。とりわけ3に重点が置かれている。』と書いています。

国の補助金も熱回収促進からリサイクル促進へ

また、『市町村にとっては、これまでの容器包装の分別収集費用に加えて、プラスチック製品の分別収集費用と、さらにはその再商品化費用までもが重くのしかかることになる。一括回収に取り組める市町村は多くないはずだ。そのため、「仕掛け」が用意されている。』として

『これまでごみ処理施設などに支払われてきた循環型社会形成推進交付金の要件を見直すのだ。環境省は従来、多量のごみを効率よく発電しながら燃やせる大型焼却炉の建設などに同交付金を支給することで、プラスチックの熱回収を推進してきた。しかし、これからはそのような熱回収ではなく、リサイクルに力を注ぐことになる。』

次期の処理施設のあり方を考える上で大きな影響

亀山市にとっては、現在のごみ処理の見直しと次期の処理施設のあり方を考える上で大きな影響を及ぼす法律の制定です。

この議会報告は毎月月初めに発行しています

好きです 亀山 住みよい街に

2021年 9月 13日 発行 No. 267

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員 服部 孝規

〒519-0156 亀山市南野町6-19-1

ご意見、ご感想は kouki.giin@gmail.com ツイッターでも発信中

電話、FAX 0595-82-3646 市議会ホームページ「共産党 亀山」で検索を

盛土の緊急点検結果が出た

18カ所を点検し、異常なし

毎月第1日曜日に配布してきたこの『議会報告』。今月号は、知事選の関係で投票日以降の発行とした。知事選に関する記事を書けなければいいのだが、無難に投票日以降の発行とした。遅れたことをご理解いただきたい。

さて、党市議団が市に盛土の調査を申し入れていましたが、9月14日の産業建設委員会資料として「盛土の緊急点検結果について」が出されます。市が申し入れに素早く動いてくれたことは評価したいと思います。

今回の報告は、熱海市の大規模な土石流の発生を受け、国で総点検が行われていますが、これに先立ち市が把握している盛土について緊急点検をしたものです。

すべて点検できたわけではない

その内容は点検対象として、①県の土砂埋立規制条例施行に当たり、市が令和元年度に調査した盛土造成地(3,000㎡以上)が5箇所、②市環境保全条例に基づき届出があった盛土造成地(1,000㎡以上かつ盛土高1m以上)で、都市計画法に基づく開発行為を除くが13箇所(過去10年間分)、③ 県が実施した第二次スクリーニング計画で大規模盛土と特定された造成宅地(3,000㎡以上で優先度が高いもの)は該当はなし、④令和3年8月11日付けで国が発出した「盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼)」に基づき点検対象となる盛土は、現在、県で抽出作業中の4つを点検対象としたとのことです。

その結果、土砂災害警戒区域内に点検対象となる盛土はなく、また、大規模な土砂災害につながるような異常はなかったとしています。

今回は、市が保有している文書・資料から点検対象盛土を抽出しているため、すべて点検できたわけではありません。また、国が進めている盛土の総点検はまだこれからです。今後の点検、調査結果を待ちたいと思います。

県政だよりでリニア特集 所要時間に疑問

県政だより8月号にリニアの記事が掲載されました。この記事の所要時間に疑問を感じたので所要時間を計算したルートとそれぞれの時間について市から県へ問い合わせました。何日も経ってから回答が届きましたが、回答で驚いたのは、県政だよりの所要時間が変わっていたことです。

100分が82分に 所要時間があやふや



県政だよりでは、リニア全線開業後、品川－三重県(亀山)駅－県庁間が100分で、「現在より70分短縮」と書いてあるので、現在は170分かかることになります。

ところが回答では、品川－津駅まで150分かかり、駅から三重県庁まで徒歩で10分ですから合計160分かかることになり、県政だよりと10分違います。

また、リニア全線開業後の方も県政だよりでは品川－三重県(亀山)駅－県庁間が100分とあるのに、県の回答では県庁まで82分になっています。県政だよりの所要時間はこれほどあやふやだったのかと疑念を抱きました。

たった2分で、県駅で降り在来線に乗るのは不可能

さらに細かく見ていくとリニア全線開通後、三重県駅から県庁まで30分となっていますが、JR亀山駅から津駅まで18分、津駅から県庁まで徒歩で10分かかるので合計で28分となり、残り2分で三重県駅で降りて、交通手段を利用してJR在来線の駅まで行き、津行きに乗るまでをやるのは到底不可能です。三重県駅の位置が未定とはいえ、82分はかなり無理があります。

三重県駅を使うと所要時間が増 三重県駅は不要

また県の啓発動画では、伊勢までの所要時間が短縮とありますが現在、名古屋から近鉄特急で伊勢まで行く(80分)のと、リニア開通後の名古屋－三重県駅－紀勢線で伊勢まで行く(亀山－伊勢間だけで60分)所要時間を比較すると三重県駅を利用した方が時間がかかってしまいます。つまりは三重県駅をつくっても時間短縮にはならないということです。その上、リニア(県駅を利用)も在来線も1時間に1本の運行ですから利便性からも利用があるとは思えません。

やはり、この事業はやめるべきです。

新図書館の管理運営 直営で一部民間



9月議会の教育民生委員会資料として「現図書館と新図書館の管理運営の比較」と「新図書館整備スケジュール」というのが出されました。随分前から早く示せと言ってきたのがようやく出されました。

昨年2月の教育民生委員会協議会で、管理運営を指定管理にすべきではないという私の意見に対して服部教育長は、「現在検討を行っているが、指定管理者制度ありきではない。」と答弁しましたが、「直営で一部民間委託」としています。

直営を選択したことは大いに評価できる

内容は、「市の図書館として行政が責任をもって運営していくため、企画立案・制度設計・関係機関との調整などの業務や公立図書館が担う地域文化の継承等を市の行政責任として直営で行い、それ以外の図書館サービスの向上に係るイベント開催や配架などの作業を主体とした業務を委託する方向で協議中」とされています。直営を選択したことは大いに評価できます。

文化情報プラザに市民の意見は反映されたのか

次に市民からの批判が多い「文化情報プラザ」(旧の名称は郷土資料コーナー)ですが、来年度の予算の執行を約束する「債務負担行為補正」(3,900万円)が提案されており、これまで市民や市民団体、議会から出された意見がどれだけ反映されたものになるのか質す必要があります。

館長は？ 職員体制は？ など質したい

もう一つは、組織体制ですが、現在正規職員5人(うち図書館司書資格は2人)、会計年度任用職員8人(うち図書館司書資格は4人)の計13人体制です。新図書館は地下1階、地上4階建てで床面積が3倍になり蔵書冊数も1.4倍になるので17人体制(シフト交代者の人数は含んでいない)としています。

しかし、これだけの職員で本当に足りるのか、専任の図書館司書は何人置くのか、17人の正規職員と会計年度任用職員の内訳はどうなっているのかなど質すべき点がいくつかあります。

さらに重要なのが図書館長です。どんな人になり、どこまでの権限を持たすのかも大きな問題です。9月議会で質します。